

令和3年(2021年)6月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和3年6月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年6月8日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜	農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	上ノ坊 健 二
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行		

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

### 瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承ください。

また、今期定例会において、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可と演台等へのアクリル板の設置、休憩時の換気を行いますのでご了承ください。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

なお、傍聴者におきましてもご同様でございますのでお願いいたします。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志事務局長。

### 上野隆志事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月8日、火曜日、9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月9日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月10日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月12日、土曜日、休会、休日。

第6日、6月13日、日曜日、休会、休日。

第7日、6月14日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月15日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月16日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月17日、木曜日、休会。予備日。

第11日、6月18日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会  
でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5 議案第33号	紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数 を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
第6 議案第34号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第7 議案第35号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第8 議案第36号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第9 議案第37号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第10 議案第38号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第11 議案第39号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第12 議案第40号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第13 議案第41号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第14 議案第42号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第15 議案第43号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第16 議案第44号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第17 議案第45号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第18 議案第46号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第19 議案第47号	紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第20 議案第48号	デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第21 議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例

第22 議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第23 議案第51号 塵芥車購入契約の締結について

第24 議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

第25 報告第2号 令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

以上でございます。

#### 瀧本攻議長

これより日程に従い議事に入ります。

---

#### 日程第1

#### 瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 近澤チヅル君

12番 入江康仁君

のご兩名をご指名いたします。

---

#### 日程第2

#### 瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月8日から6月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月8日から6月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3

#### 瀧本攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月1日に議会運営委員会が開催され、6月の定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、町長から提出された議案についてであります。本定例会において提出され、受理した案件は、議案については議案第33号から第52号までの20件、報告案件が1件の合計21件となっております。

次に、一般質問についてであります。5月25日から5月30日までの間の提出期間内に9人の議員から通告書が提出されました。日程については、6月15日の火曜日5人、16日水曜日4人ということで、2日間で運営させていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条2の第1項の規定により、例月出納検査については、普通会計の令和2年度3月、4月分、令和3年度4月分及び水道事業会計令和2年度3月分、令和3年度4月分の報告を同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員の控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の岩見雅夫氏が町政の発展と公共の福祉の向上に多年にわたり尽力されたことにより、高齢者叙勲という旭日単光章を受けられましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ中場幹副町長、中井克佳教育長、松永剛監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

##### 尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、5月30日に実施した新型コロナワクチン集団接種についてでございます。

既に、テレビや新聞等で報道されておりますが、令和3年5月30日曜日に海山公民館で実施をいたしましたワクチンの集団接種において、接種当日に使用したワクチン数816回分と接種者数822名に相違が判明をいたしました。現在、関係機関の皆様方にご協力をいただき、相違の内容調査等を実施するとともに、今後の対応についても協議を進めております。

接種を受けられました皆様方にご不安、ご心配をおかけいたしますことを心からおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

なお、6月20日曜日に実施される2回目の接種につきましては、予定どおり実施いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。今後は、より確実なワクチン接種を進めてまいります。

続きまして、地域公共交通「えがお」の現況についてでございます。

昨年8月17日に本格運転へ移行した「えがお」であります。運行開始から早10か月が過ぎようとしております。その間におきましては、事務所環境の改善や利便の向上などを求めるお声などがございましたので、本年4月22日に事務所を紀北町保健センター内に移転し、

オペレーターとドライバーが駐在する配車センターとして業務を開始しております。また、6月1日から運行体制を3台に増やし、利便性が向上した「おでかけ応援サービス・えがお」となるよう改善を進めました。

引き続き、皆様からのご意見、ご要望を踏まえまして、より満足いただける運行を目指して取り組んでまいります。

最後に、令和2年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和2年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が129億3,611万7,880円、歳出決算額が123億752万2,643円、差引き6億2,859万5,237円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源8,047万5,441円を差し引いた実質収支は、5億4,811万9,796円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が6,586万6,217円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,403万145円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は295万4,144円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が2,356万5,857円で、このうち消費税相当額の1,086万7,783円を差し引いた純利益は1,269万8,074円となりました。資本的収支では、収入支出差引額が1億4,758万8,839円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、3件をご報告いたしまして、6月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

## 瀧本攻議長

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5

## 瀧本攻議長



次に、日程第5 議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、人事案件ではございませんが、議案第34号から議案第47号までの人事案件の審議に必要な議案でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第33号からについては、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

まず、提案者からの提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本定例会に上程いたしました議案のうち、まず議案第33号の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員の任命に当たって、紀北町内の認定農業者の数が紀北町農業委員会委員の定数の8倍を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等、またはこれらに準ずる者とする事について、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第33号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

#### **瀧本攻議長**

次に、内容説明を求めます。

岩見建志農林水産課長。

#### **岩見建志農林水産課長**

おはようございます。

それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により紀北町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者を少なくとも4分の1としたいので、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町内の認定農業者の数が紀北町農業委員会委員の定数の8倍を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等、またはこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を得る必要があるためでございます。

本議案でございますが、農業委員会等に関する法律により、本年6月30日をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、去る4月7日から5月6日までの期間で農業委員14名の応募を行いました。その結果といたしまして、一般からの応募が12名、自治会からの推薦が2名の合計14名の応募がございました。

この候補者の方々について、法第8条第1項の規定により、議会の同意を得て、町長が農業委員に任命することになりますが、法第8条第5項では、認定農業者またはこれに準ずるものが委員の過半数を占めなければならないとなっております。

今回の候補者14名のうち、認定農業者に認定されている方は5名でありますので、過半数に達していない状態です。ただし、例外措置として、町内に認定農業者の数が少なく、認定農業者が農業委員の定数の8倍を下回る場合、紀北町の場合では、認定農業者が現在21名認定されておりますので、委員定数の8倍の112名を下回っております。この場合には、議会の同意を得て、認定農業者等の割合を少なくとも4分の1以上に引き下げることができることとなっておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第33号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 瀧本攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

おはようございます。

それでは、議案第33号、今、課長から説明をいただきました。

「農業委員の認定農業者等が」と初めにあるんですけれども、一般的には認定農業者というのは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、また農業生産法人のこと、担い手と呼ばれる、この計画は5年間の計画で、5年後また再計画を提出しないと再認定を受ける資格を失うと一般的には言われているんですけれども、その理解でいいのかどうか、詳しい説明をお願いしたいのと、この4分の1にするというところはよく分かりました。それで、認定農業者の方が21人おられるということなんですけれども、全体として農業へ就農されている方は何人ぐらいおられるのか、お伺いします。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

ご質問にお答えいたします。

認定農業者制度に関してのまずご質問ですけれども、認定農業者制度は、平成5年に制定された制度でございまして、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、言わば農業経営のスペシャリストを目指す計画である農業経営改善計画を作成して、その計画を市町村が認定する制度でございまして、

議員おっしゃるとおり、改善計画を町に提出していただいて、その内容を町で精査して、町が認定するというふうな制度になってございます。

あとは、農業者の数でございましてけれども、平成27年の国勢調査での数字でございましてけれども、171人の農業従事者というふうな調査になってございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

よく分かりました。

認定農業者等についておったんですけれども、等をどのように理解していいのか、それに準ずる者だとは思いますが、お願いしたいと思います。

そして、今、農業者の方が平成27年度では171人というお話でしたが、畑を見ると太陽光発電もたくさんありますし、減ってきているのではないかなという思いがありますので、大体でよろしいので、27年度よりは少なくなっているのでは、人口も減っていますし、このところをちょっと詳しく説明願います。

#### 瀧本攻議長

岩見建志農林水産課長。

#### 岩見建志農林水産課長

すみません、認定農業者等についてなんですけれども、過去に認定農業者であった者ですか、認定農業者の行う耕作、または養畜農事業に従事し、その経営に参加する当該認定農業者の親族でありますとか、あと、認定農業者である法人の業務を遂行する役員、または使用人等のことをございます。

あと、それで現在の農業者の数でございますけれども、ちょっと今、はっきりした数はつかんでいないんですけれども、新規で就農される方も若干は増えてはいるんですけれども、全体としてはやはり高齢化によって、先ほど言わせていただいた数よりは少なくなっているのではないかなと思っております。

以上でございます。

#### 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

認定農業者等について説明をいただきました。

親族とか使用人とかというお話もあったんですけれども、親族といたら夫婦でしておる場合もあるし、それは入るのかなという思いもありまして、今、ジェンダー平等をうたっているところなんですけれども、今回も後から出てくるんですけれども、全員男性なんです。その中で、認定農業者とは個人で届けるものなんでしょうか。女性の方は認定農業者の中にはいないのかどうか、そこをお伺いします。

それでこういう委員もいないのかなと思います。家族でやっておられて、奥さんも農業認定委員には、夫婦ではなれないのか、そこら辺も含めてお願いしたいと思います。3回目です。

#### 瀧本攻議長

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

まず、認定農業者の21名のうち、女性認定農業者が1名ございます。

あと、これは認定農業者の場合、法人でも申請ができますし、また、家族で経営されているという場合でも認定農業者としては専従の場合は申請することができることになっております。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第33号については、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**瀧本攻議長**

お諮りいたします。

日程第6 議案第34号から日程第19 議案第47号までの14件につきましては、人事案件でありますため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第34号から日程第19 議案第47号の14件については、委員会への付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

ただいま、本会議で審査することになりました議案第14件のうち、議案第46号及び第47号については、議員の除斥の案件であるため、分割して審議を進めたいと思います。

お諮りいたします。

日程第6 第34号から日程第17 議案第45号までの12件については、提案者からの提案説明を求めるため、一括して説明を求めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 第34号から日程第17 議案第45号までの12件については、一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、一括して提案を求めます。

尾上壽一町長。

#### 尾上壽一町長

先ほどの議案第33号につきましては、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、人事案件議案第34号から議案第45号の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第34号から議案第45号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員が、本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、農業に関する識見を有する次の12名を委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第34号 河内120番地 藤原固氏

議案第35号	島原824番地 5	石倉至氏
議案第36号	道瀬104番地 9	堀内貴正氏
議案第37号	中里27番地	松永孝氏
議案第38号	大原354番地 2	村島成幸氏
議案第39号	島原3968番地	奥川佳城氏
議案第40号	十須229番地	宮田修二氏
議案第41号	小山浦517番地	川端孝博氏
議案第42号	馬瀬987番地 3	植地泰久氏
議案第43号	相賀2093番 1	中村高則氏
議案第44号	上里209番地	疇地啓恵氏
議案第45号	東長島2635番地	世古雅則氏

以上の方々につきましては、農業委員会委員として適任であり、紀北町の農業の発展においてご活躍いただけると考えております。

今回、新たに委員としてお願いいたしますのは、議案第35号石倉至氏、議案第39号奥川佳城氏、議案第40号宮田修二氏、議案第42号植地泰久氏の4名であります。

また、これまで委員として多大なご尽力を賜りました上村克利氏、田中安裕氏、谷温夫氏、谷口武久氏に対しましては、厚く御礼を申し上げます。

なお、議案第34号藤原固氏から議案第38号村島成幸氏までの5名につきましては認定農業者であり、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則の規定による認定農業者の占める割合は、紀北町農業委員会委員の4分の1を超えております。

人事案件、議案第34号から議案第45号については、以上12件であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

#### 瀧本攻議長

以上で議案の提案説明を終わります。

### 日程第6

#### 瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第34号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第34号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

#### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 日程第7

#### 瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第35号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。



これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了し、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第35号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第8**

**瀧本攻議長**

次に、日程第8 議案第36号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8 議案第36号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第9**

**瀧本攻議長**

次に、日程第9 議案第37号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了し、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9 議案第37号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第10**

**瀧本攻議長**

次に、日程第10 議案第38号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

議案についてのこの資料についてちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどから、認定農業委員とはどういうものかということについてお伺いしたんですけども、主な経歴のところで、平成24年2月に認定農業者になって、就農よりも認定農業者になるほうが早いというんですか。就農されてから、大分たってから認定されるのではないかなという思いもあるので、こここのところの説明をお願いしたいと思います。

**瀧本攻議長**

今の認定のすることについてですか。

**11番 近澤チヅル議員**

いえ。反対ではないかなという思いもあるので。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

2月の認定ということで就農が4月ということなんですけれども、役場を退職する前の2月の段階で認定農業者の5か年の計画を提出していただいて認定していただいて、それから4月から就農していただいたというふうな流れでございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

そのところはよく分かりました。

私も議員になって、課長として大変お世話になったときもありまして、よく知っている方なんですけれども、就農という部分に対しては、農業者として役場の職員のと同時に就農されとったと思うんですけれども、書き方がこうになってしまうのか、職員でも就農として認めることができるのか、認定農業者は計画を立てて、計画書は出せるんですけれども、就農者でないと出せないのではないかなという思いもありまして、役場の職員と農業者と両方はアルバイトとか兼業とか公務員はできないんですね。そこら辺のところはどう理解していいのか、説明をお願いします。

できるんですか。農業はできるの。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

先ほど言わせていただいたように、それまで役場の職員でしたので、就農としては4月からなんですけれども、認定等は別として分けていただいて、2月から認定はさせていただいておるというふうな形でございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

よろしいですか。

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

今は課長は分かったように説明していただいたんだと思うんですけども、私はなかなか理解できないので、もう一度そこら辺を整理して説明してください。

(「議長、休憩したほうがいい」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

じゃ、休憩の動議が出ましたので、10時半まで休憩といたします。

(午前 10時 17分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、議会を再開します。

(午前 10時 30分)

---

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

すみません。この方につきましては、以前より農地を所有しておりまして、農業経営をされていた方ございまして、水稻や野菜を耕作されていると、そういった実績もございまして、2月の段階で退職が近くなって、4月から専業ということでこの計画を出していただいて2月の段階で申請を認定させていただいたと。これまでの農業の実績がございまして、そういったことで今後5年間の計画を認定させていただいて、4月から専業ということで計画を出していただいて、認定させていただいてございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

どうぞ、近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

詳しく、休憩を取っていただいて、ご説明をいただきました。

今の説明をお聞きしまして、やっぱりまだ少し、在職中に農業の経験があっても職務と家で休日とかに農業をされていた方は、2月の時点で認定農業者として認定することもできると理解してよろしいんでしょうね。最後の確認です。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

認定することができるというふうなことでございます。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了し、続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10 議案第38号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 日程第11

### 瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第39号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11 議案第39号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第12

**瀧本攻議長**

次に、日程第12 議案第40号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12 議案第40号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第13**

**瀧本攻議長**

次に、日程第13 議案第41号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ



いてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

続いて、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13 議案第41号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

#### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 日程第14

#### 瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第42号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

先ほどとよく似た、文字だけ見るとちょっと不思議だなと思うところもあるんですが、確認の質疑をしたいと思います。

19ページで、主な経歴のところ、昭和56年の1月に就農されて、平成30年の3月退職、そしてこう書かれておりますけれども、その56年の当時も多分教職員をされていたと思うんですけれども、家庭でやっていたということで、就農をここにきて大丈夫ということで出されたのだと思いますが、そここのところの詳しい説明をおかしいというんじゃないですけれども、詳しい説明をお願いします。文字だけ見ると、就農と教職員の関係がちょっとよく分からないので。

**瀧本攻議長**

先ほど、確認をしたいとって詳しい説明とおっしゃったでしょう。どっちが本当なんですか。

**11番 近澤チヅル議員**

すみません。確認をしたいので、詳しい説明をお願いします。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

この方につきましても教職員をやっている間に農地を取得してございますので、農業をやっていたと。教職員をやっている間にも農業をやっていたというふうなことで書かせていただいております。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

いいですか。

**11番 近澤チヅル議員**

はい。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14 議案第42号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第15**

**瀧本攻議長**

次に、日程第15 議案第43号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第15 議案第43号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第16**

**瀧本攻議長**

次に、日程第16 議案第44号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第16 議案第44号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第17**

**瀧本攻議長**

次に、日程第17 議案第45号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第17 議案第45号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第18**

**瀧本攻議長**

次に、日程第18 議案第46号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、入江康仁君の退席を求めます。

(12番 入江康仁議員：退場)

**瀧本攻議長**

ここで、会議録署名議員の追加をいたします。

13番、家崎仁行君の指名を行います。

それでは、提案者から提案の説明を求めます。

尾上壽一町長。

**尾上壽一町長**

先ほどの人事案件、議案第34号から議案第45号の12件につきまして、ご同意をいただき、ありがとうございました。

引き続きまして、議案第46号の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第46号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない東長島2706番地11、入江康仁氏を委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号につきましては以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**瀧本攻議長**

以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで質疑を終了し、続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

続いて、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第18 議案第46号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

( 多 数 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

入江康仁君の除斥を解きます。

(12番 入江康仁議員：入場)

---

## 日程第19

### 瀧本攻議長

次に、日程第19 議案第47号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、太田哲生君の退席を求めます。

(9番 太田哲生議員：退場)

### 瀧本攻議長

それでは、提案者から提案説明を求めます。

尾上壽一町長。

### 尾上壽一町長

先ほどの議案第46号につきましては、ご同意をいただき、ありがとうございました。

引き続きまして、議案第47号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第47号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない相賀296番地、太田哲生氏を委員に任命いたしたたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号につきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

### 瀧本攻議長

以上で、提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。



原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

続いて、賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第19 議案第47号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

太田哲生君の除斥を解きます。

(9番 太田哲生議員：入場)

---

## 日程第20～日程第24

**瀧本攻議長**

お諮りいたします。

日程第20 議案第48号から日程第24 議案第52号までの5件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

異議なしを認めます。

したがって、議案5件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定

いたしました。

それでは、最初に、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

#### 尾上壽一町長

先ほどの議案第47号につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 塵芥車購入契約の締結についてであります。紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターに配備する塵芥車の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,993万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,408万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、5件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。

何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

## 瀧本攻議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第48号についての内容説明を求めます。

上野和彦総務課長。

## 上野和彦総務課長

それでは、議案第48号について説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

## 提案理由

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

本議案は、今国会において5月25日に成立し、5月19日に公布されましたいわゆるデジタル改革関連法案のうち、デジタル庁設置法が新たに制定されたことによる影響とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法による一括改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことなどから、影響を受ける3条例について、本整備条例により所要の改正を行うものであります。

31ページをお願いいたします。

これは、関係条例を改正する整備条例の制定文であります。

第1条は、紀北町個人情報保護条例について、第2条は、紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、第3条は、紀北町手数料条例について、それぞれ一部改正を定めたものであります。

また、附則により、この条例の施行は、関係する法律の施行に合わせ9月1日からとして

います。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

32ページをお願いいたします。

これは、整備条例第1条関係の紀北町個人情報保護条例の一部改正で、右が旧条例、左が新条例であります。

まず、29条第5項について、旧条例の総務大臣とあるのを新条例では内閣総理大臣と改めるものでありますが、デジタル庁の設置により、これまで総務大臣が受け持っていた所掌事務等が内閣総理大臣に変更されることを受けての字句の読替えであります。

次に、旧条例の引用する法律の第19条第7号及び第8号を、新条例ではそれぞれ第8号及び第9号に改めるものでありますが、今回の法律改正では、第19条の第3号の次に1号が追加されたことから、第4号以降で号番号が1号ずつずれる号ずれが発生するため、条例改正を行うものであります。

なお、引用する法律の号ずれに伴うものでありますので、これによる条例の内容について変更はございません。

33ページをお願いいたします。

これは、整備条例第2条関係の紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

第1条及び第5条のいずれにおいても、旧条例で引用する法律の第19条第10号を、新条例では第11号に改めるものでありますが、先ほどの第1条例関係でご説明したことと同様の号ずれが発生するため、条例改正を行うものであります。

なお、これにつきましても引用する法律の号ずれに伴うものでありますので、条例の内容について変更はございません。

34ページをお願いいたします。

これは、整備条例第3条関係の紀北町手数料条例の一部改正であります。

旧条例で定める第2条関係の別表中、下から2行目の個人番号の再交付に係る手数料徴収の1件につき800円とある項について新条例ではこれを削除するものでありますが、このたびの法改正で地方公共団体情報システム機構（通称J-LIS）が個人番号カードを発行する発行主体として位置づけられたことから、これに合わせてJ-LISが発行事務に関する手数料を徴収することができることになったことで、町の手数料として徴収しないことになることに伴い、本条例の改正を行うものであります。

議案第48号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 瀧本攻議長

次に、議案第49号の内容説明を求めます。

直江仁税務課長。

#### 直江仁税務課長

それでは、議案第49号についてご説明させていただきます。

議案書35ページをご覧ください。

議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため。

改正の内容につきましてご説明させていただきます。

今回の改正は、昨年12月に閣議決定し、令和3年1月に国会提出され、令和3年3月に成立した内容のものなどございます。

個人の町民税の非課税の範囲や寄附金税額控除、医療費控除の特例などで、要件の見直し、期間延長などございます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰上げ字句訂正等で、改正内容に影響ないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表の38ページをご覧ください。

第24条第2項「個人の町民税の非課税の範囲」につきましては、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しで、非居住者が年齢30歳以上70歳未満の者の場合で、留学により非居住者となった者、障がい者、居住者から生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者は、対象から除外するという改正内容でございます。年齢16歳以上30歳未満と年齢70歳以上は、従来どおり適用対象でございます。

これに伴い、個人住民税均等割・所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の扱いと同様とするものがございます。

次に、中段39ページ下段までなんですけれども、第34条の7「寄附金税額控除」につつま

しては、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しで出資業務に充てられることが明らかな寄附は、出資を受ける関係者によって行われることが容易になることが想定され、税制の公平性を損ねるおそれがあるなどの理由により、除くものとするものでございます。

次に、40ページをご覧ください。

40ページ上段、第36条の3の3「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」、次の附則第5条「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」につきましては、さきに説明させていただきました第24条の2項の「個人の町民税の非課税の範囲」の改正と同様の改正でございます。

次に、40ページ下段から41ページ上段、第6条「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」につきましては、適用期間の延長でございます。

次に、41ページをご覧ください。

中段、第10条の2「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」につきましては、平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例というんですけれども、これが導入されまして、わがまち特例の対象となる資産について、紀北町条例により固定資産税の課税標準の特例割合を定めてございます。

今回の内容につきましては、利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **瀧本攻議長**

次に、議案第50号の内容説明を求めます。

上村毅住民課長。

#### **上村毅住民課長**

議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書42ページをお願いいたします。

議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月8日提出

提案理由

健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

このたびの改正内容でございますが、令和2年度の税制改正に伴い、租税特別措置法の一部が改正されたため、国民健康保険料の賦課に当たり、土地譲渡の控除条文を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

44ページをご覧ください。

左側が改正条文となり、第15条に租税特別措置法35条の3第1項を追加するものであります。

43ページをお願いいたします。

この改正は、附則のとおり、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**瀧本攻議長**

次に、議案第51号の内容説明を求めます。

宮本忠宜環境管理課長。

**宮本忠宜環境管理課長**

それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第51号 塵芥車購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塵芥車2台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,460万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀820番地1

有限会社 山口自動車工業

取締役 山口 公孝

令和3年6月8日提出

## 提案理由

紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターに配備する塵芥車の購入に伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の塵芥車購入契約につきましては、ごみの収集、運搬に使用しております塵芥車、いわゆるパッカー車について、老朽化のため、塵芥車2台を買換えすることに伴い、購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

現在、紀伊長島リサイクルセンターに2台、海山リサイクルセンターに3台、そのうち1台は予備として配備しております。今回、塵芥車を2台買換えすることにより、紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターそれぞれ1台ずつ買換えをし、配備するものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書47ページの資料1をお願いいたします。

資料1につきましては、塵芥車購入事業として、購入費、概要、納入期限でございます。

上の表が購入費の内訳でございます。

契約金額につきましては1,460万円で、物品価格1,327万2,727円と消費税10%の132万7,273円を合計した金額でございます。

予定金額は、消費税込みで2,128万8,300円で、予定価格に対する落札率は68.58%でございます。

続きまして、下の表の概要・主な仕様でございます。

購入数量等といたしましては、購入する車両は2台で、いすゞ E L F ナローであります。塵芥仕様の架装は一式でございます。

次に、シャーシ等につきましては、ハイキャブの2WDのディーゼルエンジンで、排気量は2,999cc、最大積載量は2.00tで、6速マニュアルで、定員は3名でございます。

次に、架装・取付け品等につきましては、新明和工業株式会社製のG-PX、2t級の圧縮式塵芥車で、ボディー容積は4.3m<sup>3</sup>、積込方式はプレス式で、排出方式は排出板式、油圧ポンプの仕様は低騒音・省エネポンプ仕様で、汚水タンクは90リットル以上、ホップ材質は高張力鋼板、テールゲート材質はステンレス合金製のSUS430、車体後部に作業中という電光掲示板、広角のバックアイカメラ一式、ドライブレコーダー一式、ボディー及び架装部



分についても全塗装を行い、車両に紀北町などの文字入れ一式、座席シートに糸入りビニール張りを一式、車載工具・附属品一式でございます。

次に、納入期限でございます。

納入期限につきましては、令和3年12月24日でございます。

続きまして、議案書の48ページ、資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、購入する塵芥車の正面図、側面図、上部から見た図となっております。

車両の全幅は1,860mm、全長は5,310mm、全高は2,325mmでございます。

議案第51号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 瀧本攻議長

次に、議案第52号の内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

それでは、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,993万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,408万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正の主なものにつきましては、国の補助による町民税非課税等の子育て世帯に児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業など、総額で1,993万1,000円でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただき

ます。

6 ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は1,500万円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,250万円と事務費補助金250万円を新たに計上するものでございます。

第3目・衛生費補助金は100万円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は10万円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は240万円を増額するもので、三重県海岸漂着物等対策事業費補助金を新たに計上するものでございます。

7 ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は93万1,000円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰入れするものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入は50万円を増額するもので、生涯学習関係雑入の熊野古道保全整備事業補助金を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は1,510万円を増額するもので、町民税非課税世帯等に、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業1,500万円と三重県において児童扶養手当の受給世帯等に、児童1人5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業の通知代等の事務費10万円でございます。

9 ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は100万円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種の情報を国と共有するためのシステム改修費でございます。

10ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は300万円を増額するも

ので、台風等により漁港にごみの漂着があった場合に、早急に対応するためのごみ撤去委託費でございます。

11ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費、第4目・文化財調査費は83万1,000円を増額するもので、ツヅラト峠の石垣が崩落したため、測量と図化するための業務委託費でございます。

12ページからは給与費明細書でございます。

今回の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の職員の時間外勤務手当でございます。

14ページをご覧ください。

職員手当27万5,000円を増額を行うもので、これにより変更後の合計額が12億4,135万9,000円となります。

戻りますが、13ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は27万5,000円を増額し、17億4,249万9,000円となります。

以上で、議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 瀧本攻議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定において、議長が宣告した議題について3回以内となっておりますので、明瞭簡潔に行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合せ事項にありますとおり、自分の所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきたいと思っております。議事運営についてのご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

#### 日程第20

#### 瀧本攻議長

日程第20 議案第48号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

先ほど、課長から説明をいただきまして、デジタル法の一括法が国会を通過して、そしてデジタル庁設置法とこの難しい法律が変わったというお話だったと思うんですけども、このデジタル形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行にと、その法律なんですけれども、6本が決まって、設置法以外の5つをこういうふうと呼ぶよと理解していいのかどうか。まず、1点そここのところをお願いします。

そして、この法律の5つをまとめたような感じになると思うんですけども、趣旨と概要はどういうものなのか。その中で、マイナンバーのところがうちの条例に関係してくるということが変わるということだったんですけども、取りあえず、6本の中の5つの法律をこう呼ぶのかどうか。その概要をお尋ねします。

#### 瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

#### 上野和彦総務課長

ちょっと内容につきまして、私は把握を全部しているわけではございませんので、答弁漏れがございましたらご容赦いただきたい。また、改めて調べてご説明させていただきたいと思えます。

まず、デジタル社会の実現に向けた改革ということでデジタル関連6法案と一般に言われるような改革法案が国会で成立をいたしました。これにつきましては、IT基本法の見直し、それからデジタル庁の設置などのことを含んでおりますが、ご質問のありましたようにこのデジタル6法案のうち今回の町の条例に関係のある法律としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらのほうで特定個人情報等に関連する法律等が改正されたことに伴い、町のほうの条例を改正することになりました。

それとあと、デジタル庁設置法、こちらのほうにつきましては、今まで総務省で取扱いしていたものがデジタル庁が内閣府に創設されるということで、そちらのほうに移ると。所掌事務については総務大臣から内閣総理大臣に移るということがございます。

あと、それ以外の4つの法律でございますが、それはそれぞれの法律が目的としてあって、デジタル社会形成基本法、こちらにつきましては、今回の条例改正とは関係なく、今回のデジタル改革関連法案の全てに対する我が国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な社会の実現を目指すということでIT基本法を廃止し、こちらのデジタル社会形成基本法を制定したものであります。

それから、それ以外にマイナンバーの関連で公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、これは今回の町の条例には関係のない法律でございます。また、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、こちらにつきましても条例関係のない法律でございます。あと、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これを含めて町に関係する条例以外に4つの法律があって、デジタル関連改革6法案という形になりますが、繰り返して申し訳ございませんが、町の今回の条例改正に関係のある法律は、デジタル庁設置法とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律でございます。

以上でございます。

#### 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

大変難しい説明をしていただいて、大変複雑な、でも関連していることだと思います。

今回の法令、個人情報の国のほう、私たちも附帯決議なんてつけるときがありますけれども、紀北町の議案なんかに対して、40項目以上の附帯決議がついとるということで、また個人情報なんかでも大変な中でできているという話なんですけれども、詳しいことは別として、今回、マイナンバーカードに関することとか個人情報保護条例に関することは、今回の条例の改正に関係がしてくるということですので、番号で19条の7号は8号に、8号は9号にそれぞれ、そして、19条の15は11条に変わるということなんですけれども、19条の7号とは、インターネットでは載っていないんで条例見たらわかるかもしれないんですけども、7号、8号、10号がどういう条例が変わるのか、説明をお願いします。紀北町の条例です。

#### 瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

#### 上野和彦総務課長

法の第19条でございますが、こちらにつきましては、特定個人情報、いわゆるマイナンバ

一にひもづいた情報でございますが、これは、原則として19条の各号に定めるものを除いて情報提供してはならないという規定がこの19条でございます。逆に言うと、19条の各号に定めた場合には、情報提供をすることができるということになります。

第7号につきましては、厚生労働大臣や健康保険組合、あるいは県や市町村が別表第2の第1に掲げるもので、主にこれらは行政間において特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを使用して受渡しをすることができるということが第7号でございます。国・県・市町村での情報のやり取りができるという規定になろうかと思えます。

第8号につきましては、条例事務関係の情報提供者に対し、当該情報処理するために必要な特定個人情報の提供を求められた場合、条例に規定されたものでございますので、市町村間でのやり取りになるかと思えますが、その場合も情報提供ネットワークシステムを使用して受渡しができるというのが第8号の規定でございます。

ただ、第10号につきましては、地方公共団体内で特定個人情報を当該地方公共団体の他の機関と受渡しができるというものを定めたものでございます。

以上でございます。

## 瀧本攻議長

近澤チヅル君。

### 11番 近澤チヅル議員

今、説明していただいたの、大変簡略にということですので、なかなか難しい、理解もできにくいので、国が変わって、町は変わらないのやよというお話なんですけれども、私は変わるように思います。

そして、簡略に、3回目に入ります。

これは、令和3年の9月1日から施行されるので、それに従って今回改定ということなんですけれども、それで9月議会では間に合わないのではというお話も課長から聞いておりますけれども、ほかの市町も6月議会にこのように出しているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

そして、デジタル法案の関係する法案の概要のところでも、施行日は「令和3年9月1日」と書いてあるんですけれども、「施行までに一定の準備期間が必要なものを除く」と書いてあります。このように、全部が9月1日に施行されるわけではないので、今回、6月議会に出したら何か大変複雑になるのではないかなという思いもありますので、今議会に提案は早すぎるのではないかなと思いますけれども、そうではないのだと思って提案されたのだと思

いますので、そここのところの説明をお願いします。

**瀧本攻議長**

上野和彦総務課長。

**上野和彦総務課長**

先ほどの質問の中で、号ずれを起こしたものについて説明させていただきましたが、号ずれでございますので、条例の内容に一切変更はございませんので、それが前提での説明とさせていただきますと思います。

それから、今回、施行の関係でございますが、今回の町の条例に関係する部分については9月1日に施行するという部分に向けて、今回改正をさせていただいております。今回の法律につきましては、5月19日に即日公布された法律もございますし、準備に時間がかかるということで2年ないし3年以内に施行するというようなものもございます。

それと、あと県内の制定状況につきましては、今伺っているのは約半数の自治体はこの6月議会に上げる予定であるというふうなことは聞いております。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第21

**瀧本攻議長**

次に、日程第21 議案第49号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第22

### 瀧本攻議長

次に、日程第22 議案第50号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

これで質疑を終わります。

---

## 日程第23

### 瀧本攻議長

次に、日程第23 議案第51号 塵芥車購入契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

### 15番 平野隆久議員

それでは、2点お伺いさせていただきます。

一般競争入札ということで68.58%ということは説明を受けたんですけども、これは何者あったかということと、あと2点目ですけども、47ページの架装・取付品等で、汚水タンクのところで容量増90リットルというふうにこの仕様書では書かれとるんですけども、課長の答弁のときに、90リットル以上と言われたような気がしますもので、どちらが正しい



のか。以上でしたらどこまでいけるのか。この2点についての答弁を求めます。

**瀧本攻議長**

宮本環境管理課長。

**宮本忠宜環境管理課長**

塵芥車の一般競争入札につきましては、2者の入札でございました。

続きまして、汚水タンクについてでございますが、すみません、私説明で90リットル以上と言いましたが、正しくは、容量増にして90リットルにしたものでございます。申し訳ありませんでした。

**瀧本攻議長**

いいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第24

**瀧本攻議長**

日程第24 議案第52号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑については、分割いたしませんので、歳入歳出を一括での質疑となります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

15番、平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

それでは、8ページ、歳出の今回の子育て世帯生活支援特別給付金事業ということで、ある程度説明いただいたんですけども、この1人5万円ということで町民非課税世帯ほかもありましたよね。その方、単純計算すると、対象が1,500世帯というふうな勘定になるんで

すけれども、これはいつの時点で資格が出てくるのかということと、今大体想定されるのが1,500世帯あるのかどうか、この点についての答弁を求めます。

**瀧本攻議長**

宮地福祉保健課長。

**宮地浩福祉保健課長**

お答えいたします。

それでは、先ほどの非課税世帯はいつの時点かということでございますけれども、これにつきましては令和3年度分の住民税非課税世帯ということでございますので、6月に今年度もうそろそろ非課税世帯も出るかと思っておりますので、そちらのほうで対応させていただきます。

それと、今現在、予算のほうで見積りしておるのが1人5万円の約250人分ということで今見込んでおります。

以上です。

**瀧本攻議長**

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

分かりました。

6月に勘定されるということなんですね。

それで、ごめんなさい、1,500世帯と言ったけれども、これは500世帯ですね。これは、今250人と言われたんですけども、何世帯じゃなくて250人で。あと、そうすると、250人、500分と予算が計上されると思うんですけども、250人が今一応計算されとる金額ですか。

6月になると倍ぐらいになる可能性ということで理解したらいいのか。再度答弁を求めます。

**瀧本攻議長**

宮地浩福祉保健課長。

**宮地浩福祉保健課長**

これにつきましては、児童1人当たり5万円ということでございますので、5万円×250人分で1,250万円を見込んでおります。

以上です。

**瀧本攻議長**

よろしいですか。

ほかに質疑される方。

大西瑞香君。

**5番 大西瑞香議員**

歳出8ページ。

同じところなんですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金事業です。公的年金を受けている障害年金等の方は、特別児童扶養手当は支払われていないと思うんですけれども、そういう方への対応はどうなるのか、ちょっとその点、お伺いします。

**瀧本攻議長**

宮地浩福祉保健課長。

**宮地浩福祉保健課長**

こちらにつきましては、児童を扶養しておる親のほうが非課税世帯の方につきまして子ども1人当たり5万円を支払うという格好になっておりますので、親御さんが非課税世帯の方につきましては支払う格好になると思います。

以上です。

**瀧本攻議長**

大西瑞香君。

**5番 大西瑞香議員**

それでしたら非課税世帯全員、公的年金の関係なしに支払われるという理解でよろしいかと思えます。今の答弁でしたら。

あと、9ページなんですけど、この電算事務委託料予防接種事業なんですけど、これは町のほうの予防接種台帳のほうの事業のシステム改修分なのか、それとも国のほうからこの予防接種事業に対してシステムをタブレット端末かそういうものが来ていると思うんですが、その分の改修なのか、これまでの町のほうの予防接種台帳のほうのシステム改修の事業分なのか、その点を伺います。

**瀧本攻議長**

宮地浩福祉保健課長。

**宮地浩福祉保健課長**

お答えいたします。

この件につきましては、内閣官房の接種記録システムVRSというシステムがございます。そちらと町が管理しております予防接種台帳システムを連携させるためのシステム改修でございます。内閣官房の接種記録システムと新型コロナウイルスワクチン接種情報を共有す

るということでシステム改修を行うものでございます。

以上です。

**瀧本攻議長**

大西瑞香君。

**5番 大西瑞香議員**

このシステム改修、やっぱりちょっともう少し詳しく説明いただけるようでしたら。ちょっと無理なようでしたら大丈夫ですけれども、どうでしょうか。

**瀧本攻議長**

宮地浩福祉保健課長。

**宮地浩福祉保健課長**

再度お答えさせていただきます。

町の予防接種台帳と住基のシステムからマイナンバー情報を取り込みいたしまして、そちらのほうで内閣官房がつくっておりますVRSというシステムと町の予防接種台帳システムを連携させるというものでございます。

以上です。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル君。簡潔にお願いいたします。

**11番 近澤チヅル議員**

はい、簡潔にします。

10ページを聞きます。

今回、当初じゃなくて、県からの金額が確定したということなんですけれども、それで新たに台風とかごみの処理費を計上しておりますけれども、毎年、当初じゃなくてこの時期になるのかどうか。

そして、8割、2割の県から来るやつは8割で、町の負担が2割になると思いますが、これも決まっているのかどうか、お尋ねします。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

質問にお答えします。

時期としては、県からの配分がこの時期になるのは毎年この時期になってございます。

補助率に関しましても、半島振興法対象地域及び過疎地域自立促進特別措置法対象地域として、紀北町では10分の8等の補助率となっております。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

よく分かりました。

それで、台風が来ていない前にこの300万円が決まって、県とのやり取りは具体的にはどうして300万円になったのかというのと、これを超える大きな台風が来ないことを願っているんですけども、超えた場合はまた追加が出ているのかどうか、お伺いします。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

過去の実績を見てみますと、200万円ですとか300万円ですとか、その年度によって結構差があるんですけども、この金額に関しましては県の中の予算がありまして、そのうちの県内の市町に対する配分ですので、恐らく過去の実績等を見た上で配分していただいているのかなと思っております。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

**11番 近澤チヅル議員**

答弁漏れ。

**瀧本攻議長**

何の。

**11番 近澤チヅル議員**

追加できるのかどうか、多くなった場合です。

**瀧本攻議長**

そんな追加できるの分かつとるやないか。

**11番 近澤チヅル議員**

もう一回。

答弁漏れ。

**瀧本攻議長**

岩見建志農林水産課長。

**岩見建志農林水産課長**

これ、県の予算のこともありますので、そこら辺は県と相談させていただいてのことになるかと思いますが、今のところはこの金額ということでございます。

以上でございます。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第25**

**瀧本攻議長**

次に、報告案件に入ります。

日程第25 報告第2号 令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

尾上壽一町長。

**尾上壽一町長**

それでは、1件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第2号 令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和2年度紀北町一般会計補正予算(第5号)及び(第6号)でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額3億4,397万3,413円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### 瀧本攻議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

#### 水谷法夫財政課長

それでは、報告第2号をご説明させていただきます。

議案書の49ページをご覧ください。

報告第2号 令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）第2条及び令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出

紀北町長 尾上壽一

50ページをご覧ください。

内容につきましては、令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、令和2年12月議会定例会の一般会計補正予算（第5号）及び本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第6号）におきまして繰越しをお認めいただきましたものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度に繰り越した歳出予算の経費について繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、令和3年度に繰り越した事業は、第2款・総務費、第3項・戸籍住民基本台帳費では、戸籍電算管理事業642万4,000円でございます、

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費では、予防接種事業616万9,000円でございます。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費では、農業用施設管理事業300万円、農地中間管理機構関連農地整備事業費720万4,000円と一般土地改良事業1,005万7,000円、第2款・林業費では町有林造成事業579万3,863円、第3項・水産業費では漁港管理事業1,862万8,000円と海岸保全施設整備事業1億6,767万4,000円でございます。

第7款・土木費、第2項・道路橋りょう費では、町道道路改良事業（町単分）503万円、第3項・河川費では、急傾斜地崩壊対策事業1,337万750円、第4項・港湾費では310万5,700円でございます。

51ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費では、社会教育施設整備事業4,915万2,100円と社会教育施設長寿命化事業4,836万5,000円でございます。

以上、13事業を合計いたしますと、令和3年度への繰越額は3億4,397万3,413円となり、その財源につきましては、既収入特定財源は町民センター移転補償費で5,731万7,100円、未収入特定財源としましては、国・県支出金の1億459万7,972円及び地方債1億5,890万円で、一般財源は2,315万8,341円でございます。

以上で、報告第2号 令和2年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 瀧本攻議長

以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 瀧本攻議長

以上で質疑を終了し、本件については聞きおくことといたします。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

---

#### 瀧本攻議長

ここで、委員会付託表を配付するため、自席で暫時休憩してください。

（午前 11時 49分）

---

#### 瀧本攻議長



それでは、議会を再開いたします。

(午前 11時 50分)

---

### 委員会付託

#### 瀧本攻議長

お諮りいたします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、担当常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

---

#### 瀧本攻議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

(午前 11時 51分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 9 月 7 日

紀北町議会議長                      瀧本 攻

紀北町議会議員                      近澤チヅル

紀北町議会議員                      入江康仁

紀北町議会議員                      家崎議員